

## 不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:都市整備部まちづくり推進課 No.009

処 分 名	個人施行者に対する監督
処 分 の 概 要	都道府県知事は施行者が違反の事実があると認められた場合、その施行者がした処分の取り消し等を命ずることができます。
根拠法令等・条項	土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 124 条第 1 項
処 分 基 準	個々の申請について個別具体的な判断をせざるを得ないものであって、具体的な基準を定めることが困難であるため、設定しません。
設 定 年 月 日	平成 17 年 10 月 1 日（最終改正：平成 26 年 4 月 1 日）
備 考	ホームページのリンク先 <a href="http://www.city.kasukabe.lg.jp/machi/tochi/kukaku/index.html">http://www.city.kasukabe.lg.jp/machi/tochi/kukaku/index.html</a>

根拠法令及び  
関係法令等の抜粋

■土地区画整理法

(個人施行者に対する監督)

**第二百二十四条** 都道府県知事は、個人施行者の施行する土地区画整理事業について、その事業又は会計がこの法律（これに基づく命令を含む。以下この章において同じ。）若しくはこれに基づく行政庁の処分又は規準、規約、事業計画若しくは換地計画に違反すると認める場合その他監督上必要がある場合においては、その事業又は会計の状況を検査し、その結果、違反の事実があると認める場合においては、その施行者に対し、その違反を是正するため必要な限度において、その施行者のした処分の取消し、変更若しくは停止又はその施行者のした工事の中止若しくは変更その他必要な措置を命ずることができる。